令和７年度の龍ケ崎市危険ブロック塀等撤去補助の受付概要

龍ケ崎市では、令和３年度から、地震の際の危険ブロック塀等の倒壊による人的被害の軽減を図るため、市内の通学路や避難路等に存する危険ブロック塀等の撤去費用の一部を助成する事業を開始しました。

１．補助対象の路線

下記のいずれかの路線。

①通学路

⇒市内の小中学校の通学路。

②龍ケ崎市地域防災計画に定める避難路若しくは緊急輸送道路

⇒歩道を有する県道、都市計画道路、幹線市道、茨城県が指定した緊急輸送道路。

２．補助対象となるブロック塀等（危険ブロック塀等）

下記①～③のいずれにも該当するもの。

①市内に存するもの。

②上記１の路線に面し、又は近接し、当該道路等を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの。（市職員が現地を確認します。）

③道路面から８０ｃｍを超えるもの。

④販売目的の物件ではないこと。

３．補助対象工事

危険ブロック塀等の全部又は一部を撤去及び処分する工事（道路面から８０ｃｍ以下とする工事を含む）で、令和８年３月末日までに完了するもの。

４．補助対象者

危険ブロック塀等の所有者又は共有者であり、市税等の滞納をしていない方。

５．補助金の額

下記①～③のうち最も低い金額（千円未満の端数は切り捨て）

①補助対象経費（撤去工事に要する額）の２／３

②撤去する危険ブロック塀等の長さ×１３，０００円／ｍ×２／３

③１００，０００円（上限）

※予算の上限に達し次第受付終了しますのでご了承ください。

６．補助申請の流れ

１．事前相談　国土交通省のチェックリストによる点検、市職員による通学路、避難路該当の有無の調査及び現地調査。

↓

２．補助申請　令和８年２月末まで。見積書、土地の登記事項証明書等添付。

↓

３．交付決定通知

↓

４．工事着手　交付決定後に請負契約及び着工。

↓

５．実績報告　令和８年３月末まで。契約書、領収証、撤去後写真の写し等添付。

↓

６．確定通知

↓

７．補助金の請求

↓

８．補助金の交付